

社会福祉法人 橘香会

役員及び評議員の
報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人橘香会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (4) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 役員等及び評議員が理事会及び評議員会等に出席したときは、次により報酬及び交通費弁償費を支払うことができる。

名 称		日 額	交通費弁償費(日額)
理事会・監事監査・指導 監査その他法人又は施 設の運営のための業務等 への出席	理事長	10,000円	1,000円
	理事・監事	5,000円	1,000円
評議員会その他法人又 は施設の運営のための業 務等への出席	評議員	5,000円	1,000円

2 交通費の実費が、交通費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 法人職員及び施設の職員を兼務する役員に対しては、原則としてこの規程は適用しない。ただし、施設の職員としての業務を除く理事長の命を受けた法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(出張旅費)

第4条 役員等及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
実 費	実 費	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

5 法人職員及び施設の職員を兼務する役員は、職員旅費規程を適用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等及び評議員に対する報酬は、理事会、評議員等の会議への出席その他法人又は施設の運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬等は現金により本人(死亡により退任した者にあつては、その法定相続人)に支給する。

(公表)

第6条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規程による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第7条 この規定の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から実施する。